



医太郎

医療法人の申請・届出 **丸わかり** ガイド

～登記の届出について～



法子の

1 医療法人における登記の届出について



医療法人は、登記をしたときはその旨を都道府県知事に届け出なければなりません。(医療法施行令5条の12)。

医療法施行令（抄）

(登記の届出)

第五条の十二 医療法人が、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、その主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。（略）



登記が必要な主な事項は以下のとおりです。詳しくは登記所にご確認ください。

- ① 法人の設立，解散
- ② 法人名称や事務所所在地の変更
- ③ 目的，事業の変更
- ④ 理事長の変更（重任含む）
- ⑤ 資産の総額の変更

2 注意点



上記のうち、⑤理事長の変更（重任含む）や⑥資産の総額の変更の手続き漏れが少なくありません。

もし手続きをしていなかった場合は、対応について登記所に相談しましょう。



医療法第93条第1項の規定により、登記を怠ると過料に処せられることがありますので、法令遵守に努めてください。

ちなみに、医療法人の登記には登録免許税がかかりません。



また、理事長の変更・重任の場合は、登記完了届と併せて、役員変更届も忘れずに提出してください。

3 提出書類について



登記事項完了届に係る提出書類と提出部数は下記のとおりです。
様式は下記の県ホームページに掲載しております。
<<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryuu/top.html>>

[届出部数] 正副の計2部

[役員変更届の様式と添付書類] 以下のとおり

	書類	備考
1	医療法人登記完了届出書	医療法施行細則様式第36号
2	登記事項証明書	



届出書の具体的な記載要領は次ページを参照してください。

5 届出書の記載要領について

様式第36号

医療法人登記完了届出書

日付

年 月 日

宮城県知事

殿

法人名・所在地・代表者の職氏名

主たる事務所の所在地

名称及び代表者名

下記のとおり登記を完了したので、医療法施行令第5条の12の規定により届け出ます。

記

1 登記事項

例) 法人の設立
理事長の重任
資産の総額の変更 等

2 登記年月日

<登記した事項を記載してください>

例) 令和3年5月1日

<登記年月日を記載してください>

添付書類

登記事項証明書

注意事項

この届出書には副本を添えること。

(令和4年4月編集)

宮城県保健福祉部医療政策課医務班